

保育所等及び放課後児童クラブにおける  
新型コロナウイルス感染症に係る対応について

**1 子どもが感染した場合について**

個別の事案ごとに保健所等と十分相談の上、当該保育所等の一部又は全部について、臨時休園します。なお、臨時休園の規模及び期間については、保健所等と相談のうえ、決定します。

**2 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について**

子どもが濃厚接触者に特定された場合には、保健所の指示等に基づき、登園を避けるようお願いいたします。

**3 感染者がいない保育所等も含む臨時休園について**

市内全域で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えることを目的として、感染者がいない保育所等も臨時休園を行うことがあります。

**4 発熱等の症状がある子どもの登園回避について**

感染拡大の防止のため、健康状態の確認（検温等）をお願いします。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、登園を避けるようお願いします。

**5 職員における感染について**

保育所等の職員が感染者等となった場合、上記と同様の取扱いになりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

**6 基礎疾患のある子どもについて**

基礎疾患のある子どもについては、主治医に相談の上、その指示に従い、日々の体調の変化に注意するとともに、登園の際は、健康観察の徹底をお願いいたします。

**7 いじめや偏見の防止について**

新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見は、決して許されることではありません。正確な情報収集と適切な知識をもって対応してください。

**臨時休園の決定や期間は、急なご案内になることがあります。**

・お勤め先へ勤務体制や休暇の取得などについて、事前のご相談をお願いいたします。

※今後の状況により内容が変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の最新情報は、厚生労働省または久喜市のホームページをご覧ください。